平成２７年（フ）第６３号
三重県四日市市河原田町字伊倉712番地
破産者　株式会社鈴鹿水産
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
三重県鈴鹿市中江島町４番１号　メゾンオハラ　１－Ｃ
破産者　永井　幸司
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１９６号
大津市真野４丁目10番28号
破産者　株式会社堅田住宅機器
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９７号
大津市真野４丁目10番28号
破産者　有限会社宅心
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第２１１号
愛知県知多郡美浜町大字河和字小坂27番５
破産者　有限会社コーワプランニング
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６２１３号
千葉県松戸市二十世紀が丘中松町77－１宮山第２コーポラス107、開始決定時の住所千葉県松戸市胡録台218－13
破産者　小阪　文彦
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２６号
東京都港区西麻布２－24－11　麻布ウエストビル１階　ザ・キャップブリッジ・グループ株式会社内、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区岩本町１丁目４番３号
破産者　株式会社イノディア・ホールディングス
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３３５号
名古屋市西区児玉３丁目28番22号
破産者　児玉化工株式会社
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６６号
兵庫県淡路市大町畑1361番地
破産者　平和窯業株式会社
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５９号
広島市中区十日市町１丁目１番９号
破産者　エスケイ株式会社（旧商号山陽工業株式会社）
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２号
新潟県上越市鴨島３丁目８番14号
破産者　山崎　秋男
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第４１号
鹿児島県南九州市知覧町瀬世5329番地３
破産者　中山　純一
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第６１５号
北九州市門司区高田２丁目６番１－401号、開始決定時の住所北九州市門司区高田１丁目３番11－1003号
破産者　北川　直子
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８５号
北九州市小倉北区古船場町４番16－303号
破産者　朝比奈　隆
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１０号
秋田県大仙市四ツ屋字西下瀬183番地７
破産者　加藤佳奈子
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第７４７号
愛知県豊明市新田町錦１番地18　レジデンスニシキＡ棟101号
破産者　渡邉　輝満
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２号
大阪府大東市深野３丁目10番14号、前住所大阪府大東市北条４丁目５番202号
破産者　Ｃａｆｅ　Ｔｉｍｅ琥珀こと　中井　朱里
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６３２号
兵庫県西宮市桜谷町７番24号
破産者　吉田　芳一
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部